# 令和8年4月より会費を改定いたします

前回会費を改定した平成22年度末の正会員数は約5,000名でしたが、令和7年4月1日現在の正会員数は約半数の2,730名まで減少しました。当時と比較すると会費収入では4,300万円減少しております。

ここ数年、様々な改革を行い事業の見直しやスリム化、業務効率向上など無駄を省き経費削減に努めて参りましたが、コロナ禍による会員減少と近年の急激な物価高騰、最低賃金の引き上げなど社会情勢を見ましても健全な会運営をするには会費の値上げをお願いするしかないとの判断になり、16年ぶりに会費を改定し、令和8年4月から正会員は年額28,000円、準会員は年額6,000円にすることを理事会で決定し本年5月の通常総会にて決議されました。

厳しい経営環境の中、会員の皆様にはご負担をお掛けすることとなりますが、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

# 会費改定額(令和8年4月より)

会員種別	改定後(年額)	改定前(年額)
正会員	28,000円	20,000円
準会員 (※)	6,000円	3,000円



一般社団法人 **保土ケ谷青色申告会** <sup>〒240-0044</sup> 保土ケ谷区仏向町154-2 ゴトービル2F TEL 045-442-7201 FAX 045-442-7251

発行人 小川 潔編 集 事業厚生委員会

注)会報誌の郵送を希望される会員は郵送料1,000円追加されます。

<u>郵送料には消費税10%が課税</u>されています。(<u>インボイスが必要な方は申告会へご連絡</u>ください。) (※)準会員は事業所得・不動産所得を有する個人以外(年金や給与の方)。

# 確定申告などの指導は予約制です

申告会での確定申告指導や年末調整指導は全て予約制となります。

前日までにご予約の上、ご来所ください。ご理解とご協力をお願い致します。

※確定申告指導会の日程は10ページをご覧ください。

### 土地・建物等を売却した方は、税務署でご相談のうえ「譲渡所得の内訳書」を作成してください。

# 『譲渡所得の内訳書』を作成した方

「譲渡所得の内訳書」が作成済みなので、他 の所得と合わせて申告会で申告書を提出す ることができます。

#### 『譲渡所得の内訳書』の作成がまだの方

譲渡所得以外の部分の指導はできますが、「譲渡所得の内訳書」については税務署の作成会場でご相談ください。 (譲渡所得以外の所得と合算して申告します。)

※株式譲渡所得や配当所得、寄附金税額控除等を、申告する場合は(申告の可否は住民税も含めご自身で決定し)、前年の申告書控など必要な書類をご用意いただいた上で、令和7年中に来所して指導を受けてください。

会におか

皆様方に、

常日

頃から

務

行政の円滑な運営につきまして、小川会長をはじめ役員及び会員の

だ、会員に対する記帳指導や税知識の普及と誠実な記帳に基づく適正申賜っており、厚く御礼申し上げます。

|繁栄を心から祈念いたしまして| |安の御発展と会員の皆様方の御

私

の着任の

挨拶とさせて

びに当たりまし

につ

て、

、一般社団法人保土ケ谷書力のほどよろしくお願いいも、改正に関する会員のは

V

の皆様

知

いたします。皆様への周知

|御健勝並びに御事業の更なる||団法人保土ケ谷青色申告会の

について、

ましても、 ご協力の

# 涼

# 任

保土ケ谷税務署長

多

英 里

の人事異動に 島署より着任 により、 1 たし し上げます。 ました。 田

野 野田同様の御厚: 願いいたします。 御厚情を賜りますよう、 土ケ谷青色申告会の皆様方には 保土ケ谷税務署長を拝 命

前署長 し上げます。 この一年どうぞよ よろしくお願

新しく保土ケ谷税務署に着任された方々

侵力な活動を

理解に対けて

個貢献に対しまして改めて敬意を表する次第でございま の普及に取り組んでいただいており、税務行政に対する御 や税務署で開催する説明会への御協力など、様々な活 また、確定申告期における申告会場内の「青色コー の普及に取り組んでこられました。 貴会は、青色申告制度の普及と誠実な記帳指導や がの御理解と御協力を賜っており、厚く御礼申し上げ

# 職名 氏名

- 前任署
- ② 趣味
- ③ 何か一言

#### 署長 多田 英里(タダ エイリ)

- ①大阪国税局 大阪福島税務署 署長
- ②ヴァイオリン演奏、パワースポット巡り、ウォーキング

3

御 、ます。

(一社)保土ケ谷青申会報

つって、

ることとなりました。ついて、基礎控徐及び給与所得控除に関する見直しが行われさて、令和七年度税制改正に伴い、令和七年分の所得税に

合かでである。

用されることになりますので、期限内の申告・納付との方の年末調整及び年明けの確定申告にてこれらの改ら行われており、個人事業者の方におかれましては、他、特定親族特別控除の創設及び扶養親族の所得要件

はて、適用さ

ご対応の

ほどよろしくお願

似いたします。期限内の申告

ま

よう重ねてお願

11

いたします。

た便

受利なキャットの得税等の納品

なキャッシュレス納付をぜひご利税等の納付にあたりましては、振

振替納税をはじ

崩

V

ただきま

③平素より、税務行政に対し、ご支援・ご協力を頂戴し、誠にありがとうございます。 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



副署長 日笠 裕(ヒカサ ユタカ)

①岐阜北税務署

②音楽鑑賞 ③税務行政に対するご理解とご協力に御礼申 し上げます。貴会との信頼・協調関係を一層 深めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。



個人課税第1部門 統括官 渡部 勇(ワタベ イサム)

①浅草税務署 ②旅行、料理

③青色申告会の皆様には日ごろから税務行政 にご協力いただきありがとうございます。保 土ケ谷署は初めての勤務です。1年間よろし くお願いいたします。



個人課税第3部門 統括官 長尾 理恵(ナガオ リエ)

①横浜南税務署

②プロ野球観戦、お笑い鑑賞

③青色申告会の皆様には日頃から税務行政に ご協力をいただきありがとうございます。初 めての保土ケ谷署勤務ですが、1年間よろし くお願いいたします。



資産課税第1部門 統括官 小岩井 誠子(コイワイ ノリコ)

①日野税務署

②ピラティス、旅行

③日頃から税務行政にご理解ご協力いただき ありがとうございます。保土ケ谷署勤務は初 めてとなります。1年間よろしくお願いいた します。



法人課税第1部門 統括官 秋田谷 融(アキタヤ トオル)

①東京国税局 課税第一部 課税総括課 ②ドライブ

③青色申告会の皆様には、日頃から税務行政 にご協力を賜り感謝申し上げます。保土ケ谷 署は、初めての勤務となります。1年間よろ しくお願いいたします。



総務課長補佐 福田 智昭(フクダ トモアキ)

①蒲田税務署

②映画鑑賞、読書、堤防釣り

③青色申告会の皆様には、日頃から税務行政 にご協力をいただき感謝申し上げます。保土 ケ谷署は、初めての勤務です。今後ともよろ しくお願いいたします。



個人課税第1部門 上席 大輝(ツジカワ ヒロキ)

①東京国税局 総務部 業務センター横浜南分室

②ゲーム、野球観戦

③日頃から税務行政にご協力をいただきありがとうございます。初めての保土ケ谷署勤務となりますが、1年間 よろしくお願いいたします。

# 所得税の基礎控除の見直し等

# 令和7年度税制改正による所得控除の注意点

令和7年度税制改正で所得税の非課税限度額、いわゆる103万円の壁の引き上げが議論 され、基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設などがおこなわれました。 令和7年12月1日に施行され、令和7年12月に行う年末調整や令和7年12月以後の源泉徴 収事務に変更が生じます。(令和7年11月までの源泉徴収事務に変更は生じません。)

①. 基礎控除の見直し

(個人住民税は改正されません)

②.給与所得控除の見直し

(個人住民税も同様に改正されます)

③. 扶養親族等の所得要件の改正 (個人住民税も同様に改正されます)

④. 特定親族特別控除の創設 (個人住民税も改正されます)

<u>詳細は国税庁ホームページにおける「特設サイト」をご覧ください。</u>

URL: https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm

※別紙「所得税の基礎控除の見直しなどについて」もご参照ください。





# 【不足額給付】定額減税の補足給付

※横浜市にお住まいの方の場合の確認、申請方法です。横浜市以外にお住まいの方はお住まいの自治体へ確認をお願いいたします。

#### 制度概要

「不足額給付」とは、次のいずれかの事情により、令和6年度に実施した、定額減税しきれない方と見込まれる方 への給付(当初調整給付※)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

※令和6年度に、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を調整 給付金(当初調整給付)として支給しています。

#### 不足額給付①

・本来調整給付金として支払うべき額を再計算した結果、当初調整給付の給付額では不足が生じる方に給付を行います。 不足額給付②

・本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ令和5・6年度の低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主、 世帯員にも該当しなかった方に支給を行います。

#### 手続方法

【支給のお知らせが届いた方】……手続は不要です。

【確認書が届いた方】 ………手続が**必要**です。

【制度案内はがきが届いた方】……手続が**必要**です。

【何も届かない方】…………手続が**必要**です。

詳細は横浜市の ホームページを | ご確認ください。



※青色専従者は申請が必要です。

#### 申請期限

# 令和7年10月31日(金曜日)まで【必着】

(注意) オンライン申請は23:59:59まで。

郵送での申請の場合、消印有効ではありません。期間内の【必着】です。

# 横浜市定額減税補足給付金(不足額給付)コールセンター

電話番号: 0120-045-320(フリーダイヤル) 受付時間: 午前9時から午後7時まで(土日祝日を除く。) ※現在、大変多くのお問い合わせをいただいており、電話がつながりにくくなっています。

# 決算準備個別指導会 (予約制)

令和7年分の確定申告期指導もお一人様1日50分となります。

50分で終わらない場合は翌日以降に再度来所いただきます。

申告期は完全予約制となります。 1 回で申告が終わるよう申告前に準備をお願いします。

スムーズな決算や申告のためには事前の準備、内容確認がとても大切です。

毎年、未払金や売掛金の残高が合わない。記帳が進んでいない。 1 0 万円以上の資産を取得した。会計ソフトの入力を年末などにまとめてしている。という方は必ずご参加ください!

下記の日程以外も指導が受けられるので申告会までご連絡ください。

\*ご希望の日時をインターネットまたは電話で予約をしてください。\*

日 **2 11月4日**(火)~12月12日(金)※±·日·祝日除く

指導受付時間 午前9時~11時 午後1時~4時

日々の記帳等が出来ていて事前確認を受けた方のみ 11月から確定申告期の予約ができます! (確定申告期の予約受付は通常12月1日から開始します。)



※予約時間を過ぎて来所された場合は遅れた分だけ指導時間が短くなります。 また次回の予約は指導終了後に出来ます。

> 申告期 (1月~3月) は10万以上の資産取得に関する 仕訳の処理やインボイスの説明はできません!! 必ず12月までにご参加ください。ご協力お願いします!



どなたでも参加できます。以下のような方は必ずお越しください。下記のものをお持ちいただくと申告期の時間短縮になります。

- ◇初めての申告でよくわからない→帳簿の付け方、申告に必要な資料などを説明します
- ◇今年10万円以上の車等の資産購入や建物の大規模修繕をされた方
  - →昨年の決算書と新規購入した請求書や下取り価格のわかるもの、ローンの明細等を持参
- ◇今年から会計ソフトブルーリターンAを導入した方
  - →ブルーリターンA利用者は入力したデータを持参
    - ※ブルーリターンA以外の会計ソフトの方はパソコンまたは印刷した元帳を持参

(事務局のパソコンにデータの読み込みをしたりWi-Fiなどのネット環境はご利用できません)

- ◇決算整理が知りたい
- ◇申告に来ると会計ソフトの間違いを指摘される
- ◇試算表がいつも合わない ◇国民年金、生命保険や地震保険等の控除がある方

#### 日曜日指導会(予約制)

平日に記帳の確認等に来られない方は開催日3日前まで にご予約ください。(1~4月の開催はありません。)

# 日程

10月5日(日) 11月16日(日) 12月14日(日)

#### 指導受付時間

19:00 210:00 311:00

※午前中のみ営業。当日キャンセル、無断欠席をされた場合は 以後予約できません。またご予約のない方は指導できません。

# 会計ソフト『ブルーリターンA』指導会(予約制)

<u>申告期に2回以上来所された方、ブルーリターンAを</u> 今年から始めた方は必ずお越しください!

※ブルーリターンAの販売は10月31日まで。 操作指導や入力内容の確認は2月以降出来ません。

日 程 10月6日(月)~10日(金)

指導受付時間 午前9時~11時 午後1時~4時

※上記以外の日程でも指導を行っています。 お問い合わせください。

	決算書を作成する前のチェックポイント!	<b>&gt;</b>	
* <b>チェックが付かないところは誤りです</b> 。 訂正してください。 * 分からないことは <b>年内に</b> 申告会へお問合わせください			
_	実際に代金を受け取っていなくても、年内に金額が確定しているので売上計上してある。 (所得税が源泉徴収される前の金額で売上計上。)		
売	飲食業などで商品を事業主が食べたり、事業で使った場合等には収入に計上してある。 (通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれか多い金額。)		
	事業の給付金や支援金、助成金を雑収入に計上してある。		
	契約等で年内に受け取ることになっている未収の家賃も賃貸料に計上してある。		
	預かり敷金のうち、入居者退去などで返還不要となった部分をその他収入に計上してある。		
仕	納品を受けているものは代金が未払いでも仕入計上してある。		
入	12月31日に売れ残っている商品などを数え、棚卸表(数量×最終仕入原価)を作成してある。		
	個人事業税や税込経理の場合の消費税を租税公課にしてある。 (所得税・住民税・健康保険料・罰金などは経費になりません。)		
	固定資産税・水道光熱費・通信費・車両関係費などの家事関連費を按分してある。 (事業でも家計でも使っている場合、事業分を合理的に計算し、家計分を経費から除きます。)		
経	<b>車などのローンの分割手数料や支払利息を利子割引料としている。</b> (元本部分の支払は経費に計上できませんが、取得価額を減価償却費で経費計上します。)		
費	<b>10万円以上の備品などを減価償却してある。</b> (10万円以上の買い物をされた方は <b>年内に申告会で指導</b> を受けて下さい。)		
	修繕のうち資産価値を高める改修工事等を減価償却してある。 (使用可能期間が延長する改修工事等は経費にできません。年内に申告会で指導を受けて下さい。)		
	損害保険料のうち保険期間1年を超える火災・地震保険料などは期間按分している。 (期間が2年や3年の火災保険料は月割り計算して損害保険料に計上します。)		
	専従者給与は届出書に記載の範囲内で実際に支払った金額を経費計上してある。		
他	現金・普通預金・売掛金・買掛金・未払金の帳簿残高が通帳残高や請求書金額等と合っている。		

# 事業厚生委員会研修旅行 6/24(火) 廣瀨 誠一

梅雨の合間にバス研修旅行が行なわれ今回はメロン狩りと言うので張り切って参加しました。先ず車中で職員から税制改正の研修があり、その後沼津御用邸に向かい明治26年大正天皇の当時の暮らしぶりを垣間見ることが出来ました。丁度アジサイも満開で迎えてくれました。昼食後フルーツパークの温室に入り各自ハサミを持ち、気に入ったメロンを収穫しました。一週間後が食べ頃との事。旅の途中笠雲がかかった富士山を見ながら帰路につきました。



#### 女性部より

たくさんの使用済み切手と一円玉4,670円が集まりました。 皆様のあたたかいご協力に心からお礼申し上げます。使用 済み切手等を全国青色申告会総連合 女性部の本部へ送付し ました。切手は東京都青梅市の目の不自由なお年寄りのホームに送り、愛好家に販売され、ホームの運営資金や盲大学生の 奨学金の資金となっています。

使用済みの切手・一円玉を事務局へお持ちください。切手は周囲5ミリ程度残して切り取っていただければ幸いです。

宜しくお願い致します。



記

# 【年末調整(源泉税)】納期限:1月20日(火)まで 必ず期限内に手続きしてください!

専従者・従業員等に給与を支払っている事業主は年末調整を行い、納税額が0円でも納付書の提出が必要です。 区役所などへ給与支払報告書を2月2日(月)までに提出してください。1月20日(火)までは申告会で提出が出来ます。

年末調整指導会日程(±·田·祝田を除ぐ)	予約開始日
12月15日(月)~12月25日(木)	10月15日(水)
1月 5日(月)~ 1月20日(火)	12月 1日(月)

※1月21日(水)以降は確定申告期間となりますので年末調整の指導は出来ません。

お持ちいただくもの(個人番号など分かるところは記入してきてください。)	
① 会員証と会員証の入ったクリアファイル	
② 源泉徴収簿 (支払日・支給額・算出税額等記入してきてください。)	
③ 税務署から送付された納付書 と 前期分(1月~6月)の納付書控	
④ 横浜市特別徴収センターまたは市区町村より送付された給与支払報告書(横浜市はピンクの紙)	
⑤ 扶養控除申告書 (扶養家族の給与や年金の収入等が分かるものをお持ちください。)	
⑥ 生命保険料、地震保険料、小規模共済、国民年金などの控除証明書	
⑦ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等支払金額の確認できるもの	

事業主 和田町太郎 専従者 和田町花子(S55. 5. 5)扶養親族0人 : 控除 生命保険(一般·旧契約) **給 与** 1月~12月 毎月20日 10万円 源泉税 月額720円 6月20日、 12月20日 各10万円 源泉税 各4,084円

生命保険(介護/医療)

年額10万円、控除額5万円 年額3万円、控除額2.5万円



# 税務署からのお知らせ

# e-Taxから、源泉所得税の納付手続が簡単に口座振替できます。



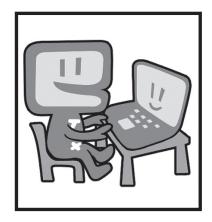
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーはこちら

# 源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。

※体験できる機能は一部のみ

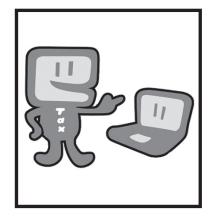
# e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



# 事前準備不要

パソコンやスマートフォン があれば今すぐお試しいた だけます。

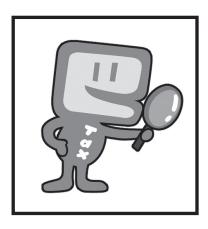
e-Taxの操作性を気軽に体 験することができます。



# 何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを 気にすることなく、利用で きます。

パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



# 操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。



# 会員紹介・会員増強について

日頃、会員の皆様には会の活動に協力していただき誠にありがとうございます。 昨年は廃業や死亡廃業で250名程の退会者が出ています。会員数も減少傾向にあ り令和7年4月1日現在2730名となっています。総務委員会としては開業され た方や入会されていない個人事業主の情報が得られましたら是非ご紹介下さい。



総務委員長 福島 靖利

また、役員さんの店頭に入会案内などのポスターを掲示していただき協力をお願

いしています。厳しい状況ですが新規に事業を始めた方、記帳や申告で苦労されている方、その方々に青色申告のメリット、青色申告会をPRして入会に繋がればと考えています。どうか会員の皆様にも協力をいただき順調な会活動が出来るように致す所存です。何卒よろしくお願い申し上げます。

# 開業された方や、ご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。 ご紹介された方が入会した場合、クオカード1,000円を謝礼として進呈いたします!



#### 一般社団法人保土ケ谷青色申告会(相鉄線和田町駅下車 徒歩5分)

所】保土ケ谷区仏向町154-2ゴトービル2F

【電 話】045-442-7201

【受付時間】午前9時~11時 午後1時~4時(土・日・祝日休み) 入会金1,000円 年会費(正会員)20,000円(令和7年度まで)



※令和8年4月より年会費(正会員)28,000円に改定されます。



# 一人親方

- ・一人親方の特別加入は、あくまでも労働者を使用せず に事業主一人で仕事をしている方が対象になります。
- ・従業員が専従者や役員のみであれば、労働者では ないので加入することが出来ます。

# 建設業の一人親方をサポートします!

- ◆国の保険なので安心!労働保険番号をすぐに発行!
- ◆申告会員なら加入可。6,000円の組合費と保険料のみ!
- ◆1年ごとの更新(3月末)なので任意に加入・脱退が出来ます。

まずは、お気軽に電話またはFAXで お問い合わせください。

電話 045-442-7201 FAX 045-442-7251



(一社) 保土ケ谷青色申告会建設業組合 担当:根本・藤田

# 事業主の皆さん労働保険に加入していますか?

事業主は、労働者を一人でも雇っていれば労働保険に加入し、労働保険料を納付する<u>義務</u>があります。加入されていない事業主の方は、加入手続きをしましょう。

◇◇労働保険とは労災保険と雇用保険の総称です。◇◇

労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

雇用保険

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

当会は、労働保険事務組合として労働保険の<u>加入手続き</u>や<u>年度更新等</u>の事務代行を行っています。 中小事業主の特別加入(労災)のお取り扱いもしています。(組合費・手数料別途)

※加入ご希望の方、労働保険についてお聞きになりたい方は、担当根本・藤田まで

### 給与支払報告書や償却資産申告書は eLTAX で電子提出を!

#### ~給与支払報告書の提出について~

~償却資産申告書(固定資産税)の提出について~

【提出期限】 令和8年2月2日(月)です! ※提出にあたりご留意いただきたいこと※

#### 早期提出のご協力をお願いします。

1月下旬頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対 応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

#### 納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています。

横浜市では、個人住民税(特別徴収分)の納入書は給与支払報告書(総 括表)の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の 納入方法にあわせて送付を決定しています(電子納税をされている事業 者様には納入書は送付していません。)。

#### 【お問合せ先】横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階 Tel.045(671)4471

受付時間: 8時 45 分~17 時 15 分 (土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

横浜市 特別徴収



#### 【提出期限】 令和8年2月2日 (月) です!

#### ■重要なお知らせ

#### ★令和8年1月から償却資産申告書等の様式が変わります!

これまでの複写式(提出用・控用の2枚)から単票(提出用)のみの形 式へと変更されます。控用が必要な場合は、あらかじめ提出用をコピーす るなどして控用をご準備ください。郵送でのご申告の場合は、ご準備いた だいた控用と切手を貼った返信用封筒を同封していただくことで、返送対

※控用のご準備や切手を貼った返信用封筒が無い場合は、 返送の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいますようお <u>願いいたします。</u>

#### 【お問合せ先】横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)

〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタ Tel.045(671)4384

受付時間: 8時 45 分~17 時 15 分 (土・日・祝日・休日・年末年始を除く) ※区役所では受け付けておりませんので ご注意ください。

横浜市 償却資産センター

検索



検索

# .TAX による電子納付をご利用ください!

地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用し、 自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます!

納付方法:インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM

横浜市の対象税目:個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、個人市民税・県民税(退職所得)、法人市民税、事業所税 ※地方税お支払サイトでは、個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資

産)、軽自動車税(種別割)が納付できます。

#### お知らせください!

業務終了 指導受付時間

午前9時~11時 午後5時 午後1時~4時 ※土・日・祝日は休み

L ょ

う

手続きができます。退会をご希望の方は退会届を 転居や廃業をされた方、 でご連絡ください。税務署への届出も事務局でお ご提出いただかないと会費が掛かります 変更のある方は事務局ま

## 年末年始 休みの お知らせ

12 月26日( 月5日(月)より通常営業 事務局はお休みします (金) より1 月4日(日 迄

#### 12月の 行事

行事

年日 末(月) 算準備指導会 )~12月12日(金)±)納税表彰式 登指導会 1 1 20

土日祝日除く

 $\Box$ 火 土日祝日除く

整指導

#### 11月の 10月の 行事

4 13 6 6 決日日日 日 ル 火木木 IJ

月 ター ς 10 ン 日 A 個別 (金) 指 導

会

冨原 桑田 令和七年

エルタックス

泰久(事業主) 五月十日 六月十八日 (事業主) 九十一才 不動産貸付業 九十一才 不動産貸付業

瀬谷区

謹んでご冥福をお祈り **洋和**(事業主) 令和六年 不動産貸付業

訃

報

V

たします

白倉

五月二十五日

九十才

保土ケ谷区

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に会 より弔慰金が給付されます。お近くの班長または 事務局まで早急にご連絡ください。

# 毎年10月は加入促進強化月間です

詳しくは ホームページを ご覧ください。



お気軽にお問合せください 中小企業退職金共済事業本部(独)勤労者退職金共済機構 〇三 (六九〇七) 一二三四

〇三 (五九五五) 八二一

◎パートさんもご加入

●退職金は、中退共から )従業員ごとの納付状況 主にお知らせします。 や退職金試算額を事業 直接従業員へ支払われ

外部積立型だから 管理が簡単!

●新規加入や掛金月額 ●自治体等独自の 退国 )掛金は全額非課税で、掛金補助制度があります。 手数料もかかりません。 増額する場合、 職 部を国が助成します。 0 金 制 掛金の \_

を

会報の発行は、春号(4月頃)・夏号(7月頃)・秋号(10月頃)・新年号(1月頃)になります。

# 確定申告指導会の予約について

通常の指導と予約開始日が異なります。下記日程表を確認の上ご予約ください。

### 確定申告に関する質問・相談・確認は年内中にお願いします。

確定申告時のご質問は、問い合わせや確認に時間が掛かったり、資料が不足して確認ができなかったり、 1回で申告が終了せず、後日再来所していただくことが多くあります。

確定申告で聞きたいこと、確認したいことは、確定申告を待たず年内に申告会へお問い合わせください。

#### 程 表 (土・日・祝日を除く) А

【所得税】 期限:3月16日(月)迄	予約開始日
1月 5日(月)~ 2月27日(金)	決算準備指導会で確認を受けた方 11月 4日(火)
※1月20日(火)までは年末調整優先	12月 1日(月)
3月 2日(月)~ 3月16日(月)	2月 2日(月)
【消費税】 期限:3月31日(火)迄	予約開始日
3月17日(火)~ 3月31日(火)	12月 1日(月)

# 予約に関する留意事項

- 会員1名につき1日1回50分の予約になります。一度に複数回の予約は出来ません。 複数回の予約を見つけた時は最も早い予約日以外の予約を破棄(キャンセル)します。
- 会員が複数名の場合、事業主名で会員ごとに別枠で予約をお願いします。なお、職員の指名 は出来ません。
- 予約のない方の指導は出来ません。必ず事前に予約を取り、ご来所ください。
- 50分で指導が終了しなくても時間延長はありません。指導終了後に次回の予約をすることが できますが、申告期限間近は予約が取れない場合があります。
- ■1度で申告が終了するように年内中に記帳指導等を受け申告の事前準備をしてください。なお、 決算準備指導会で確認を受けられた方は11月4日(火)から確定申告の優先予約ができます。
- ご希望の日時に予約が取れないこともあります。特に年金の源泉徴収票が届く1月末~2月 中旬や申告期限が近づく3月は予約が集中します。早期のご予約、ご来所をお願い致します。
- ■1月5日(月)から確定申告指導が受けられ、申告書の提出も出来ます。
- 1月20日(火)までは年末調整(給与・源泉)指導が優先となります。納期限を過ぎた1月21 日(水)以降、年末調整指導はできません。納期限内にご来所ください。
- 予約のキャンセル・変更は早めに事務所へご連絡ください。
- ・感染症や自然災害、交通機関の乱れ等により指導員がやむを得ず欠勤等した時は予約時間 通りに指導が開始出来ない場合もあります。予約は開始時刻を確約したものではありません。
- 状況により開始時刻が遅れる場合があります。時間に余裕を持って来所ください。

①オンライン予約 パソコン・スマホ 回線響 前日の午後3時まで LINE ホームページから 予約用QRコードから



②電話予約 045-442-7201 午前9時~12時 午後1時~5時

・必ず会員名でご予約ください。・オンライン予約の予約人数は変更しないでください。